

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)午前
十時二十二分開会

委員の異動

三月二十九日委員中川幸平君辞任につき、その補欠として、西川甚五郎君を議長において指名した。
本日委員西川甚五郎君及び安井謙君辞任につき、その補欠として、西川弥平治君及び大谷資雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
委員 青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
大谷 資雄君
木内 四郎君
白井 勇君
西川弥平治君
山本 米治君
土田国太郎君
前田 久吉君
三木與吉郎君
成瀬 樺治君
野溝 勝君
東 隆君
堀本 鎌三君
平林 太一君

政府委員

大蔵省主計局長 正示啓次郎君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
農林省農林経済局長 小倉 武一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

参考人

国民金融公庫總裁 楠田 光男君

本日の會議に付した事件

- 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。本法律案の審査のため、国民金融公庫總裁楠田光男君の出席を求めましたが、同君を参考人としてその発言を許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。質疑を願います。

○小林政夫君 国民金融公庫の二十九年度の資金繰りについて、既往の資金の需要の伸び等を勘案して、予算書に計上されておる程度の新規資金の増で間に合うかどうか、こういう点について率直な總裁の御意見を承わりたい。

○参考人(楠田光男君) お答え申し上げます。只今御審議をお願いいたしております予算案におきまして、過般衆議院のほうで御修正が行われまして、当初は一般会計からの出資二十億圓、それから資金運用部からの借入金七億圓、合計九十億圓でございましたが、借入金二十一億圓を増加するというのと御修正がございまして、現在の予算案におきましては、新規資金といたしまして二十九年度において合計百二十一億の出資並びに借入金をいたすことが可能になることになっておるのでありますが、それに基づきまして、改めて又二十九年度に基きます普通貸付、或いは新たに起します特別小口貸付、或いは恩給担保貸付等につきまして見込みをつけましたところが、二十一億圓新規資金が殖えする結果、又、期の途中におきまして運用した資金の回収が相当ございまして、かれこれいたしましたて当初の見込みよりも合計三十億圓ほどの資金が殖えることになりまして、貸付金が大体三百四十九億圓、約三百五十億圓で見込みでございま

す。これを一応比較してみますと、大体申込みの關係が、二十八年年度におきましては大体九百四十億圓ぐらいの申込み、それに對しまして貸付が大体二百九十億圓見当でございまして、約三割見当の貸付が二十八年度にはできるかと存しております。ところが二十九年度におきましては、御承知のよう最近の金融経済情勢を反映いたしまして、申込みが昨年の秋以来累増いたしております關係上、大体四割五分から五割見当申込みが殖えるのではないかと推定いたされます。大体千三百六十億と見込んだのでありますが、千四百億圓ほど申込みがあるかと思

います。それに對しまして三百五十億圓でありますので、割合にいたしますと大体二割六分ぐらいの貸出にとどまるのではないかと。私どもの従来の経験からいいますと、せめて申込みに對しまして少くとも四割見当の貸出はいたしたいと存しておるのであります。が、いろいろ關係からいたしまして大体三割程度にとどまつておつた次第でございまして、ただ二十九年度におきましては、その三割も若干下廻るような割合になるのではないかと、その点いささか資金の不足を感じる次第でございまして、ただ先般の御修正によりまして大体三十億圓ほどの資金の増額を見ることになりましたので、当初の見込みにおきましては、二割見当、或いは二割二、三分しか貸せないのではないかと思われましたのが二割六分まで貸出せるようになりましたので、

その点は誠に仕合せだと思つておるような状況でございまして。御了承願いたいと思ひます。

○小林政夫君 只今の二十九年度の融資申込み千四百億と推定されたのは、従来の申込み増加割合に對して、本年度の庶民金融に緊縮財政その他によるしわ寄せを考慮して四割五分の増量を見込まれたということでありまして、なお二十九年度においては恩給証書担保貸付も新規に行われるわけでありまして、その恩給証書担保貸付による増加申込みも含めての千四百億でありますか。

○参考人(楠田光男君) お答え申し上げます。恩給担保貸付に対する申込みにつきましては、昨年の十月一日から事業資金に限りまして始めたわけでありまして、今度新たに恩給担保貸付に限りまして消費資金についても貸出をするようにというのを政府のほうで御研究中であります。やがて所要の法律案を御提出になるのじやないかと存じますが、その際におきましては、ただだけの申込みがございまして、まだ見当がつかまないので、只今申し上げました千三百六十億、大体千四百億という申込みの中には、恩給担保貸付の範囲を拡張いたしました場合におきまして申込みの増加分は見込んでございせん。

○小林政夫君 そうすると今の恩給担保金融に関する法律案というのはすでに提案されておりますが、そのほうの資金手当は全然考えていないわけで、

まあ推定せられないのですが、今の恩給担保による消費金融分を含まないものでも、公庫当局の卒直な希望から言うと、五百六十億くらいの貸付がしたいということになる。それに対して三百五十億しか予定されないということになると、卒直に公庫の要望から言うと二百十億くらい足りない、こういうふうになりました。

○参考人(橋田光男君) 先ほど申し上げました三百五十億の中には、恩給担保貸付分として一応二十三億円の資金を含んでございます。その点を申し添えまして全体といたしまして、仮に千四百億の需要といたしまして、その四割といたしまして五百六十億円でございまして、従つて二百四十億は不足する、こういうことに相成ります。又三割見当といたしまして大体四百二十億円でございまして、あと大体七十億円でございまして、大体七十七億円の計算に相成るわけでございます。

○小林政夫君 いや、恩給担保貸付が二十三億あるということは、予算書にはあるのですけれども、今のあなたのおっしゃいました本年度資金需要見込額千四百億というのは、そういう新たな二十九年度から発生するところの恩給担保消費金融というものについては見積つてない、こういうことでありますから、従来通りの貸付をやるとして、その申込みは千四百億であり、従つて公庫に少くともこの程度は欲しいという金額は、恩給担保消費金融を除いた資金量というものが五百六十億ということになるわけで、それに対して一応政府の出している予算書の内訳

では、恩給担保貸付の資金繰りは二十億ということになっていては、行かぬけれども、要するに全体を含めての公庫の貸付を予算通りでやるとすれば、貸付け得る金額というものが三百五十億なんですから、下足資金というものは二十億プラス恩給担保消費金融分と、こう了承していいのじやないでしょうか。

○参考人(橋田光男君) おつしやる通りでございます。

○小林政夫君 それじや銀行局長が出席するまで質疑を保留いたします。

○野澤勝君 総裁にお伺いするのでございまして、昨年の災害被害に国民金融公庫の枠の中から十六億融資したのですが、その穴埋めと申しまして、一般に融資する額がそれだけいけば減つたというわけになるのですが、その減つた分をどういうふうに一体扱われたのですか。例えば大体融資する総額というものが、それを各県に一応の割当をするということできてるわけなんです、それを十六億災害のほうへやつたということになれば、各県に融資する分を圧縮するか、そこで操作するかということになるのでございまして、そういうようなことに対しての御所見をお伺いしたい。

それから今総裁のお話を聞きますと、本年度は申込みに対する融資率が大体二割六分の程度まで行くから、やや成功したというふうな話を聞くのでございまして、特に庶民階級は非常に金融に逼迫をしているのでございまして、特に零細なる金融といたしましては、国民金融公庫以外には、目下のところないでございまして、中小企業、中小の公庫がありまして、なか／＼中小

商人のところには廻らない、むしろ中小企業でも大きなところへ多く流れて行くという傾向なんでありまして、そんな状態の下におきまして、国民金融公庫の役割というか、使命というものは、非常に重要だと思つております。特に農村における端度期、更にこれから所得税等々の課税の問題等から、更に金融の逼迫等を織込んだ社会不安が、相当醸成して来ると思ふのです。そのとき、何といつてもやはり庶民金融機関の国民金融公庫というものの能力が、相当広汎に発揮されておれば、大きく緩和作用になると思ふのですが、こういうようなことに対して、ただ単に金融という一つの固定した枠の中で物を考えるのじやなくて、そういう情勢と睨み合した中において、国民金融公庫の使命について、総裁は銀行局長並びに大臣と話し合ひをしたことがあるのか、これを一つこの際にお伺いしたい。

○参考人(橋田光男君) お答え申し上げます。

先ず第一の昨年の水害等に関しましては、十六億円の災害貸付につきまして、昨年の八月、九月、十月に亘りまして出したのでございまして、年末の補正予算におきまして、その十六億円相当額を改めて補正予算として追加して頂きました。そういうことで昨年全体におきましては約九十六億円の新規資金を頂いたことになつたわけでございまして、さういふ次第で、当初に立てましたいろ／＼なプランが災害のためによがんだとか、そういうことは、結果的にはございませんでした。御了承願ひしたいと思います。

それから第二の点でございまして、おつしやいます通り、現在の経済情勢、金融情勢その他に鑑みまして、私どもの使命といたしまして、ところどころがますます重くなつて参りますことは、私どもは十分に自覚いたしております。最近のいろ／＼な申込の状況、或いはお客さんの状況その他につきましては、大蔵当局と隨時いろ／＼お話をしておるわけでございまして、その点も又御了承願ひたいと存じます。

○野澤勝君 私の聞き方が悪かつたかも知れませんが、その際、補正予算で計上された分が完全に入つて完全に使用されているかという意味なんです、その点は間違いないですね。

○参考人(橋田光男君) 十六億円ちやんと頂きまして、それを全部使つたわけでございますから……。

○野澤勝君 それはわかりました。第二の点なんです、政府当局と十分懇談で善処しておると言うが、先ほどの総裁のお話を聞きますと、申込が千四百億もあるとのことだが、そうすると前年よりは四割から増えた、貸付のほうはなか／＼思うように行かぬという状態の下において、今総裁が政府と話しされたというのは、一体目的が或る程度達せられたと解釈するので、か。そうでなくて、これに對しましては又補正予算でも一つあなたは計上してもらうという気持ちで交渉してゐるのですか。どういう意味なんですか。

○参考人(橋田光男君) 私といたしましては、率直に、公庫の事情、又申込なり、お客様方の事情等をつぶさに大蔵当局に御説明申し上げまして御相談いたしておるわけでございまして、又同時に、財政事情と申しますか、いろ／＼な関係のことも考えまして、政府のい

ろいろな財政上その他の資金運用部等の関係も私はいろ／＼承つておるわけでございます、まあそういう関係から、現在のところでは、この程度も、残念と申しますと少し語弊があるかも知れませんが、止むを得ないところがあるのではないかと、こういうふうにも考えられるのであります。

それで、私といたしましては、現在のこの与えられました範囲内におきまして、できるだけ資金の効率をあげて、できるだけたくさんのかたが御利用願ひする、そういうふうな意味合いからいたしまして、この一月から始めておるわけでございまして、今までよりはできるだけたくさんの方に、できるだけこの金額の多いというより、小口いたしまして、たくさんのかたに御利用を願うような方向に全体の行き方を持つて行つております。お客様方によくお話を申し上げまして、現在の経済情勢におきまして、できるだけ資金の効率をあげることに御互いに御協力願うという意味で、そんなやり方をいたしました。

更に加えて、今度は四月から特別小口貸付と申しますか、一件五万円まででございますが、短期の貸付がございまして、季節的な、或いは短期の運転資金を急にお入用のかたに、まあ五万円を限度といたしまして、できるだけ簡易に御利用申し上げようといったような構想もめづらしまして、又、更に二十九年度全体の三百五十億円の資金の時的な配分でございますが、それに應じて重点的に出せるように、例えば第一・四半期等におきましても、最近のなか／＼状況が激しくなつておるよう存じますので、第一・

四半期に相当程度……二十八年度の第一・四半期は大体五十五億円の資金を出したかと思ひますが、この第一・四半期には少くとも八十億円見当は出してゐようか、そういつたような時期的な配分もいへば工夫をいたしまして、できるだけ有効に限られた資金を使ひたい、まあそういうふうなこともいへば、御相談をいたしてやりたと思つておるわけでございます。御了承願ひます。

○野澤勝君 恐らく国民金融公庫の内容の充実強化ということについて反対する人はないと思ふのですが、私は日本の金融が比較的大きな事業家の方面に融資をするという傾向が強いのであります。従つて国民金融公庫のような庶民に対する金融、融資ということにつきましては、いつも消極的なんでございまして、要するに融資按分率から見てもすてにおわかりなことです。庶民金融の代表的なものはあなたのほうの国民金融公庫だけだと思ふのです。その点については、もつと強硬にあなたたちが政府当局に迫つていいのじやないですか。その点、横田総裁は遠慮気味だと思ふのです。銀行局長が今来たので、申しあげますが、実際、庶民に対する金融の問題を政府のほうで積極的

に考へてゐるというように思ふ。大抵三百五十億円のくらしいものは千四百億からの申込に対して四分の一に達しない。何の一体足になるか。そうかと思ふと、他の重要産業には資金の融資もやれば補給金も出す、金利の引下げ、こういうようなことで優遇してゐる。ここに金融、融資等に対する不公平という問題が出て来るのであります。ですから、国金の横田総裁の

ほうで、もう少し事務当局の銀行局長と折衝され、銀行局長は更に以上の見解から大蔵大臣と話をされて、積極的なこの庶民金融の要請の期待に副うてもらなければならぬと思ふのです。横田総裁の考え方、更には銀行当局の考え方、これを伺ひたいまして、私はその御答弁如何によつてはこれに賛成をする、御答弁如何によつては、この問題については十分討議をしなければならぬ、こう思つております。

○参考人(横田光男君) 只今大変お叱りを受けて恐縮千萬に存する次第でございますが、先ほど申し上げました通り、現在のいへば状況からいまして、私どものおあずかり申し上げております公庫の仕事の重要さと申しますか、使命がますます重くなつて参ります。私どもを十分に自覚して参ります。私も最善を尽して努力を重ねたいと思つておるものであります。今まではいへば理由におきまして、或いは努力の足らなかつた点もあろうかと存じますが、今後ますますおつしやいまして、これを体しまして、できる限りのことを尽したいと思つております。御了承を願ひたいと存する次第でございます。

○政府委員(河野通一君) 国民金融公庫等、中小の金融を専門にいたします。政府機関の資金源を拡充いたしますことにつきましては、従来から私どももいたしましては努力をいたして参つたのであります。併し何分にも財政の都合その他の関係から、御指摘のように十分なことが、満足すべきほど十分なことができませんことは遺憾に存じております。今後経済がますます引締まりの状況に進んでおることにつきま

して、中小企業等に対する金融問題がますます重要な問題になつて来るということは御指摘の通りであります。二十九年度の財政投資の問題につきましても、財政投資全体としては金額が前年度に比較して相当縮小されたのであります。その中でもできるだけ中小金融関係、国民金融公庫であります。か、或いは中小企業金融公庫、こういう方面への資金源の充実という点につきましましては、私どももいたしましてはできるだけのことはいしたつもりであります。勿論これだけで十分であるとは考へておりません。今後といへどもできるだけそういった方面への資金源の充実については更に努力をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○小林政夫君 銀行局長が出席される前に、総裁の説明によると、二十九年度の公庫の不足資金は十分に出すとして、大体において我慢できる程度に出すとして二十億足らない、恩給担保金融と消費金融を見込まなくて二十億足らない、これは大蔵大臣も先だつて国会の当初における私の質問に対して、二十九年度はかなり庶民金融、中小企業に金融のしわが寄る、どうするのだと尋ねたのに対して、できるだけやります、こういう御答弁だつた。あなたもしつちゆう口を開けば庶民金融を重視しないというのを言うのだが、事実問題として、こういうような資金不足、特に中小企業金融公庫等についても、月割りの資金量からいへば、二十八年度に比して中小企業金融公庫が出すとすれば約七十億足らない、昨年同様に比較して、私の計算では……、そういうような状態で、果し

て中小企業金融、庶民金融について大蔵当局が熱意があるのかどうかという点については疑わざるを得ない。三党修正によつて或る程度直りましたけれども、直つたことを基礎にして考へてはどういうふうになる。その点についてはお伺ひしたい。先般の委員会で御説明申上げたかと思ふのであります。本年のいへば三党修正による国民金融公庫への資金源の拡充ということがございせん場合におきまして、二十八年度の融資額に比較しては減つてゐない、国民金融公庫の融資額といへば減つてゐない、三党修正の結

果二十一億の資金源というものがこれに加えられることによりまして、これが更に年度内に回転いたします点を加えますと、ネットにおきましては三十億近くの金が資金源としては充てられることになると思ひますが、そういう点からいへば、少くとも二十八年度よりも融資に廻される資金量といへば減つて少くないと私は考へております。ただ問題は、私は途中で参りまして御質問をお聞きしてなかつたのであります。恩給担保金融という特殊なものが新しく付加された、そういうことを考へるならば、一般の金融に比べられる資金源としては二十八年度に比べてそう殖えてないという御意見かとも想像されるのであります。この点はお話のような点もたしかにあると思ひます。併しながら、恩給担保貸付に類するような、いわゆる母子とか或いは遺族年金関係の貸出等も相当行なつて参つたような関係もあり

ます。これらの点を考へて参ります。恩給担保貸付の問題を考へてもなお且つ二十八年度に比べて一般の貸出資金源といへば減つてゐない、私は考へてゐるのであります。併しながらこの点について、私は減つていないからと言つて満足は決していたしておりません。先ほど野澤さんにお答申上げました通り、今後の経済全体の動きから考へまして、中小金融のためのこれら資金源の充実といへば、これは一層その重要性が増して来るということは御指摘の通りであります。今後といへども、そういう問題についてはできるだけの努力をいたしたい、かように考へてゐる次第でございます。

○小林政夫君 資金の絶対量が前年度に比べて本年度が殖えてゐるという点で以て減つてゐないんだというようなことは、それは成るほど多少は絶対量は殖えてゐるでしょう。併し資金の伸びというものは、需要の伸びというものを考へて見るときに、今までの既往の趨勢から考へても、当然二十九年度については、二十八年度と比べてこの程度の公庫等に対する申込の増があるという点、おわかりのほうです。特に又本年度のような年度において、従来の伸びに増して、こういう中小企業関係、庶民金融関係の需要が殖えるという点は、予算編成に當つては見通されるはずなんです。そういう点を考へますと、ただ前年度と比べて多少の運用資金の絶対額は殖えるからと言つて、これでいいという点にはならないと思ひます。そういう点は、特に中小企業金融公庫あたりについて、前年度は九月末に完足して

八カ月間で……、絶対量から言つたつて少いですよ。そういう点から言つと、月割りの伸びを考えなくても、そういうことから見ると、言われるのは、庶民金融、中小企業金融については絶対に軽視しないということなんですけれども、その実は力が入つていない。まあこういうことは押問答になつて来るが、伸びというものを考える必要はないのですか。

○政府委員(河野通一君) お話のように、私は絶対額が昨年度に比べて若干増えているからと言つて、十分これに満足すべき状態であるとは申しでないのではありません。先ほど来申し上げましたように、財政投資金について相当大幅な削減をいたすことに来年度予算についてはなつてゐるわけでありまして、これらの点から考えまして、その中でもできるだけ中小金融関係の資金源というものの充実に努めたいというところについては、私どもとしてはできるだけの配慮を加えたいものであります。併しそれが十分でないことも十分承知いたしてゐるのであります。今後におきまして、更に機会があらまうならば、資金源の充実ということについて更に一層の努力を傾けたい、かように考へてゐる次第でございます。

○小林政夫君 少し本問題から外れるかも知れませんが、私は予算委員会でもやるつもりであつたけれども、今のようないつから、銀行局長、或いは主計局長が来ているから話しますが、輸出入銀行について先般附帯決議までしてある、ところが一向にその後、余剰金の運用状態についても改善のあとが見られない。この国民金融公庫或いは中

小企業金融公庫については、これは相当長期資金だから問題だとすれば、商工中金等については、或いは食糧証券等をあつた余剰金で賄つても廻す途を考へて然るべきじゃないか。今の統制の建前ではできないということとは、私も承知するけれども、何とかあれだけの我々の強い意向に對して、この年度末繰越額は百十億くらい余剰金がある。勿論五月頃から相当プラント輸出も出て忙しくなるといふようなことは言つておるようでありまして、私どもは今の事態において金を取上げようとは思はない。余剰金の運用についてはもとと本来の使命に即した運用が考へられて然るべきだ。それは政府全体から考へれば、まあどつちの金で、食糧証券を持つのも、持つ必要もあるでしようけれども、この前のこの委員会等における強い要請の趣旨に何ら副つていない。こういうような点はどうか。

○政府委員(河野通一君) 輸出入銀行の資金の問題につきましては、先般来たび／＼小林委員から御指摘もあつたわけでありまして、その当時計画いたしました通りの輸出入銀行の貸出状況は計画通りには伸びておりませんが、相当顕著な増加をいたしてあります。今の見通しでは大体百億近くの残高になつておりますが、恐らく今貸出の内諸を与へておるものを含めると、更に五十億程度のものがそれに加えられます。更に申込を受けております数字を、そのうちで全然問題にならないものを除きまして、それはもう三百数十億という数字になつておるのであります。私どもは、少くとも二十九年度におきましては、相当、期の途中に輸

出入銀行の資金が足りないという状況が来るのじゃないかということ、むしろ心配するやうな状態でありまして、これは勿論今の見通しでありますから、或いは私どもの見通しが甘きに過ぎるとお叱りを受けないか。これは私も承知するけれども、今、私は実は本当にそう考へておるのであります。併しながら少くとも当面数カ月の間、輸出入銀行の融資残高というものが、今持つております資金源に對しまして、相当な余剰をまだ持つやうな状態にしか伸びないというところは、これは大体見通されるのであります。この場合におい

て、今御指摘のやうな例へば商工中金にこの資金を入れるということはどうだろうかということでありまして、この点は、私は直ちに輸出入銀行が商工債券を買取るというやうな、或いはこれを引受けるというやうな形で余剰金を運用するということ、両方の面から私は適當でないと思つております。一応輸出入銀行の立場から言いますと、商工債券を持つというやうなことは余剰金の運用から必らずしも適當ではない。現行法の許す許さないにかかわらず適當でないと思つております。一方、商工中金のほうから見ますと、その商工債券を引受けてもらつた場合に、数カ月のうちに輸出銀行はそれを売却しなければならぬという事態になつた場合に、一体それはどこが引受けるかという問題になつて来ると思ふのです。そういたしますと、商工中金自体の立場からいたしまして、非常に資金の不安定な状態を来す。今御承知のように、商工債券その他の金融債にいたしまして、決して

市場が円滑に動いておるわけではありません。殆んどこれは持つたら持つたきりというものが普通の状態でありまして、市場においてそれを転々売買して資金化するということは非常にむづかしい。現在の起債市場の状況におきましては、商工中金自体の資金というものは、商工中金自体の立場からい

まして、又、輸出入銀行自体の立場からいまして、そういうたやり方は適當でないと思つております。ただ問題は、今お話のやうな方法が私は考へられないでもないと思つておられるので、例へば資金運用部に対して輸出入銀行が余剰金を預託する。預託した場合に、資金運用部の運用計画として、これを運用するということが考へられないかということでありまして、この点もこれは勿論考へられることと思ひますが、その場合にいたしまして、輸出入銀行が数カ月のうちにこの資金をどうしても引揚げなければならぬといふやうな場合につきましては、資金運用部といたしましては、この商工債券、割引商工債券にいたしまして、この一年を期の途中においてどうしても手離さなければならぬという状態が起つて来るのではないか。そういたしますと、資金運用部としては、やはり資金繰り上、非常に窮屈な問題を起して来るのではないか。そういう関係から、一つ輸出入銀行は、商工債券を持つより、資金運用部において持つたほうがむしろ筋が通るかと思ひますが、その場合においてもやはり資金源が安定しないという点においては

大同小異ではないかと考へるのであります。これらの点からいたしまして、できるだけ輸出入銀行の余剰金というものを有効に使うという御提案に對して、私ども全く同感に考へるのであります。この技術的な方法等については更にもう少し研究してみたい。今御提案のやうな方法ではどうもまだ十分に満足すべき結果を得るようにはならないのではないかと考へるやうな気がいたします。今後更に研究いたしたいと思ひます。

○小林政夫君 その点は、今のあなたの言われた方法と、もう一つ私は方法がある。というのは、日銀に預けるでしよう。輸出入銀行の余剰金を、日銀に預けて、商工中金あたりは高率適用を受けて借りておる。だから日銀から貸付ける行政指導によつてやるという方法もある。そうして今、預託金を引揚げるといふことは、預託金を引揚げると、三カ月なら三カ月という短期のもので商工中金は利用してゐる。だから二カ月に切つたところで利用の方法はある。そういうわけで、考へる／＼とここで智慧を出すだけじゃだめですよ。平素あれだけの決議をしておるのに、何もこの委員会に出たときだけ我々に言われて考へる／＼と言つても、平素の研究が足りないじゃないですか。

○政府委員(河野通一君) 私はここだけ考へておるわけではない。しよつちう考へておる。今御提案の問題について考へたことがあるのですが、そんなことはおかしいという結論なんです。例へば日銀に預けて、日銀に預けたそれを高率適用を除外して商工中金に融資する。そういうことが若し必要であるならば何も日銀に預ける必要

定預金の操作に代るべき措置としての

関からどういような融資をされてお

員会で決議がなされまして、今後の事

ないので、大いにその意味においては

ども、一兆五千億の、中小企業と庶民

金融に出ている一兆五千億という数字を以て我々を圧倒するかのときき言いつた。これは今、再評価等が行われているけれども、あなたのはうから出ている表を見ても、資本金一千万円以下というものの対する市中銀行の貸出額が金融の六割ですか、ところが一件についての一千万円超というものの六割です。そうすると、資本金は一千万円以下であつても融資残高一千万円以上であるというものは中小企業業の範疇には入らない。恐らくこういうようなものは、資本金がたとえ百万円であつても、この資本金は再評価した既においてはそれは一千万円を超えられない、二千万円であるかも知れないような企業でなくては、一件の貸出残が一千万円超というものは考えられないと思ひます。今の金融機関のあり方から言つて……、そういうようなことで分析して行くと、一兆五千億なんという数字自体においても誤まりがあるけれども、よしんば一歩譲つて一兆五千億出ておつたとしても、現実に中小企業は金に困つておる。まだ足りないのです。だからそういう資金の伸び等をも併せて考へての大きい筋の計画というものは持つて然るべきじゃないか。ただ、やります。やれという押問答だけだから、一向に打開できないので、数字についてやろうじゃないか。数字についてあなたのはもう一つ作業をして下さい。そういう意味の資料を要求したい。

○政府委員(河野通一君) 資料の内容によつては或いはお作りできるかと思ひますが、今申上げましたように、私どもとしては、精密な数字というものは、中小金融に對して一体どの程度の民間金融機関というものが新規の資金を廻し得るかということについての計画というものは、私は適確に作り得ないと考へております。遺憾ながら作り得ない。

それからお話のように一件、一千万円と言つても、それは必ずしも中小企業を對象とした融資でないという点があるではないかというお話でありまして、私もそれは先ほど申上げましたように、その通り認めておる。これも材料のとり方によつて、どうも適確な方法がはかにございせんものですか、便宜この数字を挙げておるのでありまして、勿論、大企業においても手形の金額が十万円というものがあつて得るわけですから、そういう点から見ますと、一千万円なら一千万円というふうに切つた場合に、それ以下のものがすべて中小企業の金融である、そういうふうに私も考へておりません。

従いまして一兆五千億という数字をこゝで固持しようとも私も考へておらんわけでありまして、御参考のために申上げたことで、御了承頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 適確性の問題ですけれども、それは何も一銭一厘遑うということではできないことは明らかで、けれども、国民所得というものをあれだけ推算しておるが、これだつて厳密に言へば危いものと思ひます。適確性は甚だ疑わしいけれども、予算等の審議において、一応国民所得はこうでございまして、一応国民所得はこうでございまして、と言へるわけですから、それだけの国民所得の推計ができるくらいならば、当然、事業活動を分析した後でなければ

ば、本年度の国民所得幾らというものは出ないと思ひます。同時に、それに附随する資金需要というふうなものも、政府が国会に発表し或いは世間に発表するくらい自信、確信を持つての資金需要の積算というものはできて然るべきだと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 現在の段階では、国民所得から大体二十九年年度において新規の産業資金の需要というものが大体どの程度になるか。これさえも実は率直に申上げますならば、大して皆さま方の御批判に堪えるほどの根拠がない。併しながら、これは国民所得から、一応産業資金全体としてどの程度の需要が起るかというところは、一応は計てございまして、ちよつと手許に持つておりましたが……。その中で更に中小企業に對してどの程度の資金が新規に国民所得の中から割り振りされるかという点までは、遺憾ながら私どもは、産業資金全体について今申上げたような程度の作業でございまして、いわんやその中の中小企業に對しての金融というところに資金がどの程度とられるかということについては、今までもいろいろとそういう問題について研究はいたしておりましたけれども、我々が持つておるいろいろなスタッフその他の点からみまると、どうもそこまで踏み込んで……適確という意味も程度問題でありますけれども、一応皆さまにお示しして恥かしくないようかない。こういうのが遺憾ながら現在までの実情でございまして。

○小林政夫君 私は河野銀行局長を責めてゐるわけではない。政府委員としての河野氏に聞いているわけでは、あなたの銀行局のスタッフでは相当困難だとしても、経済審議庁或いは通産省の中小企業庁等、政府の総合的なスタッフを以てこゝういふものはやるべき筋のものであつて、――徴税当局の資料だつて私は役立つたろうと思ひます。そういうことで、今直ちにそういう用意がないことは私は認めますけれども、そういう作業をやるといふことで進んでもらわなければ、いつも水掛論になる。あなたのはうはやる、こつちのはうは足らんだろう、そういうようなことであるから困る。私はこの前も類似金融機関の問題について、あなたは政治的な責任を感じると言われるし、大蔵大臣も同様、法務大臣も平謝りです。ただ政府当局が謝つただけでは意味をなさないので、保全経済会のごとき問題は別だけれども、あいつた株主相互金融のごときも蔓延するにおいては、相当な問題になる。今度できる恩給担保の金融のごときものはこの問題とは違つてくるかも知れませんが、併しあつたやうなもの資金量がどのくらいか、およその数字ができておると思ひますが、少くともそういうものを正常な金融機関のベースに汲み取るだけの配慮はあつて然るべきじゃないかと思ひます。それが本當の責任を感じたのであつて、ただこゝで頭を下げるだけが責任を感じたんじゃないと思ひます。

○委員(大矢半次郎君) 小林委員の言つておられることは政府に對する要望だと私は考へますから、次の質問にお移り願ひます。

○小林政夫君 それから最近中小金融等を推進する意味において、金融機関の貸付に對する貸倒準備金について、中小企業金融については、一般の千分の十の比率を或る程度高目に見てやる、こゝういふことにすれば、割合、円滑に出るのではないかと、こゝういふ意見も出て来ておるのですね。銀行局長はどういうふうに考へておりますか。

○政府委員(河野通一君) この意見は私も聞いておるのでありますが、私は、中小金融或いはその他の金融を含めて、貸倒準備金その他の制度を更に拡充すると言ひますか、擴張するといふことが望ましいと考へております。併しこれは税務当局とも十分に相談をしなければならん。税の建前というものもありますので、その点は十分に相談しなければならんと思ひますけれども、私はそう考へております。従いまして、その中で、中小企業金融以外のものは貸倒準備金の積立額を抑へることによつて、中小金融だけの準備金を殖やすといつたようなことによつて中小金融を更に促進するといふ考え方も、これは一つの考え方と思ひますが、それよりも私は、中小金融とその他の金融とにかかわらず、貸倒準備金というものをもう少し擴張せられることが望ましい。それがどうしてもできない場合にはおきましては、私は今お話のような問題も考へて参りたいと、かように考へております。

つまり具体的に申上げますと、いろいろこれは数字はありますが、中小金融とその他の金融とがどつちが貸倒れ率が大いかにいふ点については、私は必ずしも中小金融が大いかに考へてない。従つて貸倒準備金制度自体の目的と言ひますか、本質から言うならば、その貸倒れの危険の多いか少いか

によつて今の率を変えてゆくのが本筋だろと思う。それを、中小金融の方面に貸し易くするというために、貸倒準備金の制度を左右上下するというようなことが、税の立場から一体許されるものかどうかという点についても、もう少し検討しなければならんと思ひます。そういう意味で、提案されております構想は、非常におもしろい考へ方だと私は考へておりますけれども、どうも今申し上げましたような点で、まだもう少し検討しなければいけないのではないかと私は考へております。

○委員長(大谷半次郎君) 小林君に申し上げますが、中小企業金融は非常に大事な点でありまして、又、問題もたくさんあると思ひます。ただ御承知の通り、只今御審議願つてゐる数個の法案、これは期限付のもので、成るべく早く御決議を願ひたい、こう思つておりました、四月以降になりまして類似金融機関の取締に関する法律、或いは協同組合の員外預金を扱うことについての、その他各種の法案がかかるのでありますからして、そういう場合に詳しく御審議願ふことにいたしました。今日は直接この法案に関係ある範囲に限つて一つ御質問を進めて頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 だから私は最初に、両院協議会等が予想される法案から先に上げて行つたらどうか。これは結局三十一日に上げざるべしといひますから、そういうことで相当問題はあつて考へて、議事の進行については簡単に結論の出る骨牌税等を先にやつたらどうかというのを考へておりますけれども、先着順ということから進んだわけ

けです。私は併し今の問題は割合早急に政府の態度をきめて貰ふ必要があると考へる。丁度主税局長も来ておるし、この点に極限してだけやらして下さい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々のほうで現在きめております貸倒準備金の率は、中小金融或いはその他の金融をこめて一つの平均的な率で以てきめておる。これがそういうものだと思つておられます。従ひまして、今、小林委員の言われるように、中小金融のほうの貸倒の率が多いなら、その二つを区別するならば、中小金融の率は上げ、同時にその他の金融の率は下げて、そうして現在の平均率に持つて行くべき趣旨のものはないかというふうな思つておられます。ただ私は従来聞いていたところでは、なか／＼実行上困難でもございまして、そして同時に銀行局長の言うように、果して中小金融の貸倒率がそんなに多いものであらうかどうか。それに銀行局長の言うように、これには異論もあるのをごいまして、従ひまして、その辺をくよくよく研究した上でなければ、ちよつとその実行は困難ではないか。現在我々のきめておられますのは、結局一つは、実行的に考へまして、中小金融の分はこう、その他の分はこうといったような区別がなかなか実務的にいへる／＼支障があるといふふうな考へておりますが、それが一つと、それからまあ中小金融或いはその他の金融の貸倒率が果してそんなに違ふものかどうか、これがまだ数字的にはつきり出ておりませんので、むしろそういうことよりも一本でやつて行くべきである。これが現在の態度であります。今お話のような点につき

ましては、実は中小企業庁からいろいろ話はありますが、もう少し研究してみようじゃないかということに現在に至つておるわけでございます。まだ結論は得ておりません。

○小林政夫君 今のようになると税収の減といふことは考へられませんか。○政府委員(渡辺喜久造君) 今申しましたように、中小企業等のほうの率を上げて、その代りにその他のほうの率を下げる。これはそこに現在のアベレージで行きますと、多少所得のほうの税源とかいへる／＼なものがございまして、税収のほうに全然響かぬということとは、私は言えないと思ひますけれども、併し大局的に申して、一応そう大きな違いはないかといふことは言ひ得るのではないかと思ひます。

○小林政夫君 この実行ができるかできないかといふことは、やはり徴税当局のあらはであるでしょうが、主として金融機関の経理の問題になつて来るわけです。銀行局長は危険度がどうちよつと多いかといふことが問題だといふこと、そして、そういうことはケース・バイ・ケースで、話は違ひますが、併し部分的に、つまり政府当局だつて認めておるに、中小企業信用保険というものもあるのに、概ね中小企業金融がその他の金融と比べて危険度が多いといふことは自認しておるはずなんです。これはケース・バイ・ケースの話でなしに、相対的に考へて概ね危険度が多い。銀行当局だつてそう思つておるはずだし、金融当局というか、金融機関自体だつてそう思つておるんでしようが、そういう場合に、中小企業金融専門の相互銀行だとか或いは信用金庫といふようなものは、これは問題ないとい

して、市中銀行或いは地方銀行等において、その仕分けがえらい問題でしよう。○政府委員(河野通一君) これはできないことではないと思ひます。技術的に、ただ、今もお話がありましたように、一件当りの金額で行きますとなか／＼むづかしい問題で、大銀行でも小さい手形を出す場合がありますから、なかなかむづかしいので、恐らくやはり資本金で押えて、その借入金金の限度で押える。ところが資本金についても、今正確に言へば再評価の問題などがありまして、これを資本金で押えることが、果して中小企業金融の線を引く絶対的な基準かと言ひますと、私は必ずしもそうでないと思ひますが、私はその辺を少し難に振つて切つてしまへばできないことではない。今のお話の貸倒率などがどうか多いか。これも信用保証制度とか或いは信用保証協会の制度ができるといふことについては、中小金融といふものが危険率が大きいといふことが踏切りがつかないといふことの原因になることは勿論でございます。私も検査等を通じていろいろ調べたところ、必ずしも表面的に言われているような数字は出ていないと思つております。尤もこれはもう少し正確に調べて参りませんと、中小企業の範囲をどこにおくかといふような点について、これはいろいろ問題もあることと思ひます。仮りにそういうことがはつきり出るならば、今主税局長の言ひますように、これは技術的には或る程度の複雑さはあるかも知れんけれども、不可能だとは私は考へておりません。併し仮りに貸倒率といふものが、中小金融とその他の金融とにつきまして変り

ないけれども、中小金融を促進するために政策的に特別な措置を取るのだといふことになると、これは税務当局としては相当踏切りがつかんのじやないか。私は主税局長じやありませんが、想像される問題じやないか。こういうことを先ほど申上げた次第であります。

○小林政夫君 今あなたの方で銀行検査をして貸倒れになつてゐるのは大企業と中小企業と余り選ぶところが少ないといふことは、このどつちが危険度が多いかといふことの判定資料にはならないんですよ。むしろ金融機関が貸出しするときは、中小企業と思はれるものについて相当臆病ですからね。慎重な配慮の上になつた結果の貸出しであるから、むしろ臆病されてゐる。それが或る程度貸倒準備金等について幅が出て来れば、もう少し今までの臆病さを緩和して出すであらうといふことが言へるのじやないか。そこを狙つてゐるのがこの考へ方であつて、貸倒れの危険度がどういふ問題じやない。若しそういうふうな面倒を見て呉れば、もつと範囲が狭げられるのじやないか。或いは全体の金融機関の資金量の配分が中小企業のはうにもつと寄るかも知れない。そういうことを考へてゐるわけですから、税収の減にならんといふことなら、又、執行上も或る程度やれるといふことなら、今特別に云々といひますけれども、もう特別な減免措置というふうなもの、税法上、法人税法等においてはたくさん行われてゐる、そのくらいの広汎なものについても、或る程度の、而も法人税等の減免措置は主に大企業に利用されてゐるけれども、中小企業には利用

されておられない。そういう現状から言つて、この程度の差をつけるというこゝとは私はかまわない。これは意見ですよく御研究を願いたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちよつと補足させて頂きたいと思ひますが、多少私の先ほどの答弁は小林さんの意見に対して誤解があつたと思うのです。と申しますのは、現在の状況においては、貸出というものを元にして私が言ひましたように、税収に影響はないといふことが言えるのでして、もつと要するに中小金融に対して、その危険のある金融についても、だん／＼片方のインセンティブを使つて貸出をさせるといふことになれば、これはやはり貸倒れの危険は深まるわけですから、そうしますと貸倒れの率はやはり上げるといふ方向に向わなければならぬ。そうならばこれは税収に響くといふことにならざるを得ないんじゃないかと思ひます。それからついでに、こんなことを申して恐縮ですが、同時に我々におきまして、果してその率を上げる程度で以てそれがインセンティブになるかならんか、これもやはり篤と研究してみなければならぬ。と申しますのは、銀行としては、貸倒準備金というものは、これは一種の損金の一部であります。それが貸倒れの危険が相当大きいといふことになれば、貸倒準備金の率を上げた程度にしか、……やはりそれも危険率の大きいものはこれは断わらざるを得ないわけでしょうし、やはり貸倒れれば全部税金が云々といふことじやないのですから、そこにやはりインセンティブの持つ効果といふものと税収の持つ犠牲といふものと、

これはまあよく考へて最後の結論は出すべきじやないか、かように考へております。

○小林政夫君 あなたの綿密な計算で私は想像がつくのですけれども、それがそう大きく取上げるほど税収減になるというところではないので、それは多少あるかも知れませんが、まあその点を考へて、中小企業金融といふものについてあらゆる手を考へてみるということではないといけなわけですから、まあ配慮の上御研究下さい。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおりの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私はこれは公庫の資金源を殖やすという意味でありますから賛成をいたします。賛成をいたしますが、質疑の間に明らになつたように、公庫当局の見積りによつても、資金の伸びを考へて、二百十億プラス・アルファ、アルファは恩給担保の消費金融分でありまして、そういうような状態であつて、甚だ公庫の資金源を殖やすといふことについては十分でありまして、政府においては今後あらゆる方法を講じてこの資金源を殖やすことに努力されることを強く要望して賛成いたします。

○野澤勝君 小林委員が御意見を申し上げられた通り、この国民金融公庫法の一部改正は、業務の円滑を期するためである、又、資本金の増加をするといふ

うことになつておりますので、庶民金融の徹底化という意味において大賛成でございます。前々から国民金融公庫の内容の充実強化につきましては終始一貫我々も賛成しておるのであります。特にこの国民金融公庫の増強というものは重大なことでございまして、ただお座なりでなく、同僚小林委員も言われましたごとく、御尤もでございます。善処します、努力しますというお座なりでなく、殆んど本委員会がいづのときでも、この国民金融公庫の増強強化につきましては全員一致なんですから、大して意見はなく、むしろ積極的な、建設的な意見が多いのでございまして、そういう趣旨を十分一つ御了解をされまして、是非一つこの増強強化に全力を挙げて頂きたいと思ふのであります。本日の委員会におきまして、銀行局長初め、総裁等が委員に誓約されたのであります。全力を挙げてこの趣旨徹底に努力するといふことを言われておるのでありますから、委員会におけるところの発言の内容も十分私は了承されておると思ひますので、努力といふことでなく、それを具体化するといふ意味において、近い機会に補正予算或いは何かの措置を講ぜられまして、徹底的にこの業務の増強、円滑を期するために、資金の豊富な融資を願いたいといふことを条件にいたしまして、本案に賛成するものであります。

○堀本三君 この国民金融公庫法の一部を改正する法律案に對しまして賛成をいたします。併し率直に申しますれば、私も、政府がこの中小企業に對しましての適確な方策といふもの

がやや欠けておる。一方において通産省に中小企業庁があり、そして国民金融公庫以外にも各種の中小企業金融に對して特別の措置をとつておることは認めます。併しこの政策が政府の全体の解釈とどう結びついておるかといふことに關しましては、どうもやはり質疑の間に出了たように、一応そういう形を作つたが、本當に全力を挙げて動かして行くといふ形が非常に少いんじゃないか。資本主義経済を基調としたします限りにおいては、特に中小企業関係の金融については特段な施策がなければならぬ。資金源の増加もさることながら、同時に、企業診断その他について諸般の行政施策がこれに伴わなくてはならないといふふうな考えを以て、特に政府がそういうふうな重点を指向されるといふふうな事柄を強く希望いたしまして、本案に賛成いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は、前例により委員長に御一任願いたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	岡崎 眞一
山本 米治	西川 弥平治
土田 国太郎	白井 勇
成瀬 幡治	青柳 秀夫
東 隆	藤野 繁雄
三木 與吉郎	大谷 實雄
堀本 三	小林 政夫
野澤 勝	

○委員(大矢半次郎君) 次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補正するための一般会計から繰入金に關する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○野澤勝君 お伺ひいたします。昨年水害災害等がありまして、特に農業災害に對する共済保険の必要がより一層強調されまして、救済国会におきましては百十億の予算を計上したのでございまして、その予算の運用につきましては甚だしいと云ふところでございまして、予算の処置等につきましてこの際、小倉君から一つ経過を御報告願ひたい。

○政府委員(小倉武一君) 農業共済制度につきましての予算の使途の問題でございまして、一番大きな問題は、何と申しましても掛金に對しまする国庫負担という問題、それから再保険金を支払います場合の不足金の補填の問題でございまして。この兩者によりまして、二十八年度といたしまして、政府から再保険金といたしまして支払いたしましたものは、通算いたしまして二百四十三億程度であります。このうち最も大きなものが水稲でありまして、この

を欠くような点も従来ございましたので、その点については先ほど申し上げましたように、昨年、事前に予防的な通知を発しておりまして、そういうことのないように特に指導をいたしているのであります。

○野澤勝君　大体考えのあるところはわかつたのですが、実際問題といたしまして、中央でさように考えておりまして、末端においては実際支払がうまく行っていないのでありまして、この問題で各地で非常な物議を起しておるのは承知だと思えます。そこで私は、これは農業共済基金の問題についてはこの際聞いておきたいのでございしますが、一体、共済基金の問題は、すでに三十億を計上されて、国が十五億、

残り十五億が組合員で、農家……、それは七カ年間ということになつておるのでございませうが、問題はむしろ共済基金にある赤字、これが今日共済制度に対する大きな痛であり、問題点だと思つたのが、この共済基金の問題について、当局は現状のままでよい、これは何とかしなければならぬ、というように考へておられるのか。幾らよい保険制度を作りましても、この中心になる、いわゆる車の軸ともなるべき共済組合がこんな赤字を背負ひ込んでおつたのでは、どうにも行かないと思つたのです。実際は小倉局長がいわれるように、末端の一割の削減による弾力性をもたせてあることはよく承知しておりますが、伊しあと九割で以て運転するのですが、九割で運転するにしても、連合会の状態が今のような状態ではどうすることもできないのです。この点に關して当局はどういうように考へておられるか。

○政府委員(小倉武一君) 共済基金の問題は、御承知の通り連合会の保険金の支払につきまして融資をする、こういう機関でございませう。お話の通り三十億の資本金でございまして、政府と連合会と半々出資をする、こういう建前になつております。ところでこの連合会の不足金というべきものが二十八年度に入れました今日では約四十四億になつております。勿論これは一時的な不足分でございます。長期的に見れば均衡するかも知れない、或いは又保険料が入つて来ればそれによつて一時は補うこともできるといつたような性質でございませうが、とにかく水稲といつたような大きな作物につきまして災害が起つて参りますと、保険金の

支払に事を欠く、こういう状態になりまするので、この基金が融資をするこゝになつておるのであります。現在までは、三十億の資本金を以ちまして、自己資本と農林中金等から借入金で連合会に融資をして参つて、保険金の支払に事を欠かずに來ておるのでございませうが、なお將來予測されるような災害に對しては、この三十億の資本金だけでは甚だ不十分であります。この点については、災害補償制度につきましの御指摘のような、のむすかしの問題と併せまして根本的な対策を考へなければならぬというふうに考へております。

○野澤勝君 ところが問題なんです。今おつしやるように、この共済基金の問題については連合会が融資する、それで融資する場合は中金から借入れて融資するのだ、確かにその通りなんです。併し實際問題として農林中金から基金はどのくらいで借りておられるかという点、二銭四厘で借りておられるか、二銭四厘で借りて、それを今度は基金は一銭七厘で連合会に又貸しをするようになるわけだね、そうすると今度はこの又貸しには利子七厘損をしておられるわけなんです。實際問題として七厘損をしていふことなん、例えば又貸しをして少しの間、利益という、そういうことはよろしくないことだが、それならばまあ經理の面がわかるのが、農業共済基金が、むしろ赤字を持つておられるような共済基金制度が、成り立つわけがないではないか。中金から借りちや七厘ずつ損をして行つたら、しまいはどうなるのですか。こういう矛盾は率直に早く解決をしないと、これはとんでもないことになつて來ると

思ふのです。このわかり切つた事實に對して考へ直さなければいかん、又、間違つておるなら間違つておるで改めなければいかんのごさいます。が、この間の事情を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お話の通り、基金が連合会に貸す場合は一銭七厘だけれども、基金が中金等から借ります場合は二銭四厘ということでございます。いまして逆轉であります。これを補う一つは、先ほど申し上げました基金の収支のうち、政府出資の十五億につきましまして配当は期待してございせん。法律上は、連合会の出資に對しても、政府の出資に對しても、配当をしないといふ建前になつております。まあいふ無利子の金が十五億あると、こういうことであります。それからもう一つは、これまでのことであります。指定預金等によりまして、中金を通しまして基金に來る、こういうことで、中金の二銭四厘といつたような利子は、もつと安い利子で貸す、こういう措置、両方の措置によりまして基金の収支といつたしましては赤字にならずに今日まで進んで参つております。尤もこれは先ほど申し上げましたような不足金の額が今後どうなるかということとも関連いたしますが、今後更に不足金が増大する、こういうことを予想いたしますと、先ほど申し上げましたように現在の基金の資金構成では、今後の保険金の支払いに對処したいのではありませんかという問題がございませう、この点は今後の問題として研究を進めていふのであります。

來ておるといふことはなかつたので、特に今国会におきまして主計局の正示次長が終始一貫關連のある委員会に出席されておることについては、當然なことではありますけれども、然るに、次長の勉強振りに對して敬意を表するものであります。そこで、いづれ又その主計局長には後ほど所見を質すのでございませうが、只今小倉局長は何ともしなければならぬということだけは本委員会は満足しないのです。今のこの矛盾はあなたも認めたわけですから、これはその通りなんですよ。私の中金から借りる二銭四厘と、それから基金が連合会に貸す場合における一銭七厘、その逆轉が七厘あるということ、これは間違ひないでしょう。間違ひありませんか。

○政府委員(小倉武一君) そのこと自体はもうお説の通りでございます。たださういふいたしておりますのは、当初からさういふいたしております、これは先ほど申しましたような政府出資十五億といふ問題とからんで、さういふふうにいふのであります。

○野澤勝君 局長はこの問題は私になつてからでないと云われるが、それはよく承知しております。併しあなたになつてからでないと云つてこの矛盾はいつまでも繞つて行つちやいかん。これは改めなければならぬ。そこで、これは當然農林省だけでなく、大蔵当局もさういふことをいつまでも傍觀して置くことは許されません。一体、農林中金そのものの運営がおかしい存在だと思ふのだ。百姓のために金融をするのか、個人の、営利会社と同じようなもので金融をするのか、わからなくな

つちやう。これじや一体、百姓は永久に抑圧されるばかりである。然らばどうしたならいいかといふと、百姓の金融機関のような恰好をしておる看板だけ並べておつても駄目なんだから、百姓から短期高利の頭をはねるよう、直接、政府が出資をして、この共済制度を守り立てるより道はないのです。頭をはねるトンネル機関をやめて、直接共済制度の趣旨に徹するために、かようなものの資金、融資は、国家のほうで計上してやる意思はないか。さもなければ、もつと金利を徹底的に引下げ、さういふようなことをしなければ、恐らく私は共済基金は終いには赤字で真赤になつてしまふと思ふ。今でさえもさうです。先ほど言つた通り赤字でどうすることもできないじゃないですか。五十億近く金がありまして、政府出資の十五億の無利子の金がある。この十五億の無利子の金がある、三十億あるのですから、さういふ点に於いても小倉局長は一体どういふふうにして今後やつて行かうのか……、君は大臣じやないから決定権を以て申せといふふうにしたいという見解、更には主計局長もおられるのでありますから、成るほどこの矛盾は、このままにしては置けません、これは何とか考へて努力したいつもりですとかいふことを、この際お二人からお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) この基金の問題につきましては、根本的に今連合会に不足金を生じないようにするといふことが先づ根本対策であります。そ

ういう意味合いからいたしまして、二十八年度からは連合会の収支につきまの安全を見るという意味で、掛金の中に安全割増部分というのを設定いたしまして、これに国庫も或る程度の助成をするということで、連合会に不足金ができるだけ生じないようにするということが一つの方法であります。これはすでに実施をいたしております。

もう一つは、もうすでにできた不足金であるから、これはそういうことでは片付きません。従いまして私どもの考え方としては、只今御指摘のように、私、事務当局でございませぬのでまだ最終的決定ではございませぬし、又、大蔵当局の意見もあるうかと思ひますが、この不足金四十四億のうち相当部分のものを長期的に貸付をする。例えば国庫が長期的に貸付をして、これは基金としては心配せず、今後の不足金だけに対処して行けばよろしい、こういうふうになりますれば、基金としての運用が立つて行くのじやないか。こういうふうな考え方を持っております。そういう方向で問題を解決したいというのが私どもの考え方です。

○政府委員(正示啓次郎君) 主計局といたしましては、御指摘の通りでございますが、只今まで御指摘のように、農事共済保険制度が非常に重要な制度であるにかかわらず、特に昨年度は相次ぐ災害その他のために非常に大きな問題になりました。補正予算その他におきましても国会でいろいろ御審議頂いたのであります。帰するところ、この連合会に對します基金その他によりましての支払財源確保の方法に非常に大きな問題もあることは御指摘の通りであります。そのために、国におきましても先ほど来御指摘の利子につきましては、これを何とかして負担するようないろ／＼の措置を講じて参つてゐるのではありませんが、併しこういう方法だけでは来やつて行くことはなから、むしろ将来的にはないかという御意見でありまして、この点につきましては、野澤委員御承知の通りに、只今特に小委員会等も設置されて研究をしてゐるのでございませぬが、大蔵省といたしましては、この制度の非常に重要な使命に鑑みまして、今後農林当局とも十分連絡をいたし、更にこの制度の合理的な改善につきまして努力をいたして参りたいと思ひます。

なお先ほど来、御指摘のように、本制度の運用につきましては、なお改善を要する点が多々あるやに存しておるのでございませぬが、これらの点につきましても、大蔵省といたしましては、国民の税を預かる立場におきまして、その運営の厳正なる改善につきましても一層の努力を払つて参りたい、かように考えておる次第であります。

○野澤勝君 小倉局長の私見について大体了承することができました。ただそのうち第一の、現在連合会の収支の均衡を図るために助成の方法は実施しておるとございませぬが、一体微力の予算の限界であるものをどういう面でもんな実施ができるのですか。実施にどの程度があるのございませぬが、一体どういう意味でその助成の実施をしておると言われておるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 先ほどの御説明が甚だ足りなかつたのでございませぬが、国庫は連合会の再保険料について助成をいたしております。負担もいたしておるのであります。この再保険料の負担の仕方、一部分といたしまして、連合会に不足が生じた場合と申しませぬが、不足金ができるだけ生じないように、掛金を或る程度割増して連合会が取り得るようによ、その場合の掛金の助成と申しますか、こういう措置がすでに二十八年度の予算からとられておりまして、国庫の掛金の負担に關しまする予算の中にそういう計算上のものが含まれておるのであります。そういう意味で実施をいたしておるのであります。

○野澤勝君 その程度のこととは知つておるのでございませぬが、もう我々は全額国庫負担ぐらゐにして徹底しなければいかん。君も承知の通り英國あたり一九四七年から農業安定法というものができて、農産物に対する価格安定制度が徹底しておる。又アメリカにおいてはニューディール政策、最近においてはペンソン農務長官などのやつておる施策を見ても、徹底した農業保護政策をとつておるし、保護政策はとつておるが最近農産物が過剰になつたので又ここでオペレーションをしようにとしておるのでございませぬ。非常に敏感です。私は日本の経済から見て完全施策ができなくても、やる気ならば或る程度成功する。天候の自然的悪条件と闘つておる農民の災害というものは、本當に政府で保護政策をとつてやらなければ駄目だ急に天候が回復できるものじやないのです。特に渡された資料を見ましても、殆んど広島と鹿児島を除くは全部異常災害です。そういう状態の下におきましては、少しくら

い資金援助ぐらゐのことだけではこれはどうにもならぬのでして、特に一方におきましては、食糧増産のほうにおきましても、災害費として当然出すべき費用を食糧増産費の中に入れまして、如何にも食糧増産費を六億ばかり殖やしたごとく発表しておりますが、それはインチキで災害分を差引くと、結局は先般も申したのでございませぬが、二十五、六億減つておるのであります。今後食糧問題を解決しようとするならば、農民の士氣というものを抑圧しては相成らぬと思ふ。特に日本のごとき天候の自然的悪条件下におきましては、共済制度の徹底ということは必要なんぞございませぬ、そういう点について十分なる留意を願ひたい。特に第二の局長の構想、これらを徹底することは必要だと思ふ。更に主計局長も申されておりますごとく、この制度は重大でございませぬから、徹底的にこの解決に協力するというのが、ここで両責任者が鮮明されたのでございませぬから、そのことを私は条件として、この問題に対する質問はこれでやめて、次の質問をいたします。

先ほど局長は、最近ややとすると保険金を農業手形やその他協同組合の出資の資金と相殺する傾向にあるということを言われましたが、その通りなごさいませぬ、私はこの共済基金というものをさやうなものに相殺する上にも見たことはありませぬ。然るにかやうなことをやつておる事実に対しては、承知ならぬと思ふ。若しそういうことをすれば、農業協同組合再建整備法に對して本委員会が先に予算を承認し、その施策に協力したという意味も、ごつちやになり矛盾する一体、本委員会を馬鹿にしたものだと言わざるを得ない。その法案なり趣旨なりが徹底し賛成したのであつて、然るにこの法案にも趣旨にもないことを末端において適用する、それを行政上黙認する、こういうことになつたら、法治国民としての意義がないと思ふ。全く不見識だと思ふ。こういう点について、一体局長はどうしてこの間の矛盾、この間の誤まりを直そうとするのか。この点に對して一つ御所見を聞かせて頂きたいと思ふ。

○政府委員(小倉武一君) 先ほどこの問題につきましてはちよつと御説明いたしましたように共済金というものの性質上、相殺といつたことは、これは好ましくないといふような考え方でありませぬ。私どもは行政指導としてそういうことは考へておらんばかりでなく、災害補償法にも、共済金を受ける権利といふものは他に譲渡したり或いは差押えすることができないという規定になつております。こういう趣旨からいたしまして、協同組合の出資の増強のために一方的に相殺するということは、法律上もできないし、又實際問題としても、災害で現在困つておる農家に払うべきものでございませぬので、かやうなことは好ましくないといふふう存じております。そういうふうには実は指導して参つておるわけでありませぬ。この指導のために、先ほど申しましたように、適確に共済金が支払われておるかどうかということについての監査的措置も実施中でありませぬ。具體的な事実を見ればそれを是正するやうな措置をとりたい、かように存

認し、その施策に協力したという意味も、ごつちやになり矛盾する一体、本委員会を馬鹿にしたものだと言わざるを得ない。その法案なり趣旨なりが徹底し賛成したのであつて、然るにこの法案にも趣旨にもないことを末端において適用する、それを行政上黙認する、こういうことになつたら、法治国民としての意義がないと思ふ。全く不見識だと思ふ。こういう点について、一体局長はどうしてこの間の矛盾、この間の誤まりを直そうとするのか。この点に對して一つ御所見を聞かせて頂きたいと思ふ。

じております。

なお農業手形につきましましては、これは、先ほど申しましたように、法律上は共済金を受ける権利を協同組合に譲渡するわけには行かないことになつておりますが、農業手形の制度の運営上これはやむを得ない措置といたしまして、共済金の受領を委任するという恰好で、実はいたしております。従いまして法律上から申しますとこれは違法でないのではありません。尤も農業手形の償還に急いで、農家の経済の実情を顧みないということでは、農業金融全般の問題の解決の仕方ではございせんので、協同組合或いは共済組合等において適宜な措置をとるべきものであるというふうに思ひますけれども、制度の建前としてはさうなうになつておりまして、実質上の処理の仕方に実は期待いたしておるのであります。

○野澤勝君 その点は小倉君、素人ならだまされるかも知れぬが、私にはそんなことを言つては駄目です。農業手形については農業手形に対する一つの制度ができておるし、先ほど申しました農業協同組合については、農業協同組合の再建整備法でやるといふ金融措置がちゃんと制度ができておる。味噌も糞も一緒にして罰になるとかなんとか、そういうようなことを言うべきじゃないと思ふし、又そういうことを言えば私は本法案を承認しない。本委員会においてはそんな生やさしい解釈乃至は表現では困る。今、君は答弁の中に言つた通り、そういうのがあれば、それは一つは正しいと思ふことであつて、それはそういうことに對しては正するといふ軽い気持では

承服できない。むしろ局長は、さうな事実に対しては誤りであるから警告乃至はそれを停止するといふことが、当局のまじめな見解でなくちやならんと思うのです。そういう点について、君がその農業制度、手形制度及び農業協同組合の再建整備法との関連において、あいまいな処理をしても差支えないといふような考えを我々に与えるといふことは、甚だ遺憾だと思ふ。この点に對して、一つあなたの見解をもう一回聞いておきましよう。

○政府委員(小倉武一君) 先ほど申しましたように、共済金の制度上からの意味と、それから又、補償法の建前からいたしまして、債権の譲渡或いは相殺といふことは不法であり、且つ穩當を欠くといふことは、原則として當然さういふことでございまして、そういう趣旨でこれまでも指導して参つておりますし、今後もしやうなふう

にいたします。そういう原則に違反するやうな事実がございすれば、これは適宜な処置をとりたいと、かように存じております。

○野澤勝君 よくわかりました。当局の見解わかりましたので、私はこの際一つ局長に具體的事実を申述べて、この処置を一つ即急に解決されんことを望むと共に、かようなことが全国各地にあることをあらかじめ局長にも当局にも申入れ、このことだけでなく、全国にかようなことのないように即時警告なり処理をされんことを冒頭において望むものであります。ここで読み上げるのは一農民から来た手紙でございしますが、この際参考に申し上げます。昨年末、農家への営農資金として一万五千元来ることになつて、我が

農村も農業協同組合より個人の組合の貯金口座へ払込まれたが、協同組合では、この金は組合が農林中央金庫より責任を持つて組合員に貸付けの金だから、我々に絶対権がある。故に村当局に關係なく、ただ認定書を村長が出すべきだとの理由で、何も法規を知らない農民を圧迫いたしまして、組合出資一反歩二株(一株二百円)とし、一町歩の人は増資せよと言つて二十株を持たせ、一町歩の人で一万円足らず(二回分)、そこから増資分四千円、それに肥料貸金、昨年の秋の麦肥分を差引けば五、六千円、差引いて、實際現金で渡る金は殆んど二、三千円乃至は零という有様で、二十九年年度の営農資金としての意義がなくなつたわけだ。組合の借金整理を、この共済金乃至は営農資金等々に肩代りをしたといふのに過ぎません。

こういうやうな意味です。そこでこれは私の同僚であります萩元代議士のところに來た書面でございしますが、その他、私のところに二通來ております。そこで私は萩元代議士に一日行つてもらつて調査をしたのです。長野県東筑摩郡芳川村西村喜徳、ところが事実であるといふ萩元代議士からの回答を昨日得ました。こういうわけでありまして、これは一つの例でござい

ますが、私の手許に來たのは、農業手形と共済金のすり替えの問題でございします。こういうやうに、これは各地にあると思ふのですが、誠に私は款がわしいことであり、且つ又折角の共済制度が、かような、いわば農業手形やその他協同組合の株の追加払いと言いましようか、割増と言いましようか、こ

ういふやうなものと相殺されるということとは、誠に遺憾なこととございします。私は今日小倉局長から、かようなことが具體的にありますれば正するといふことを言われておりますが、こ

ういふことが私が申上げるばかりではなしに、各地にあるのです。この具體的な例をここで一つ挙げたわけでございますから、一応この具體的な例に對して直ちに調査すると共に、全国でさういふ傾向がありますから、この際、至急かようなことのないやうに、警告を發する必要があると思ひます。別な角度で、農業協同組合の行き詰り、或いは農業手形の処置等につきましては、別の意味で協力するつもりでござ

います。この問題については、共済制度に對しては、共済制度として運営を期してもらいたいというのが私の意見でございします。これに對する両当局の御所見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 先ほどお話しした通り、今お読みになりましたのは営農資金等も入つておりますが、共済金の支払に關して申し上げますが、一方面的に、受取る農家の意思を構わず相殺をするといふこと、或いは債権を他に譲渡するといふことにつきましては、これはよくないことでございします。そういう具體的な事実がございしますれば、これまでも一般的に指導して参つておるつもりでございしますが、具體的に挙げてのお話でございしますので、早速注意をして参りました。かように存じております。

○野澤勝君 さつき言いました西村喜徳君の例、これに對する調査をすぐやるといふことですね、それでしよ。

○政府委員(小倉武一君) さうにいたします。

○政府委員(正示啓次郎君) 大蔵省といたしましては、法令並びに予算の定めるところによりまして、けじめをはつきりつけまして、筋の通つた運営をいたすやうに協力をいたします。

○野澤勝君 はい。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○野澤勝君 只今も質問の中で申し上げましたごとく、日本の農村は非常に窮乏しております。特に食糧事情等につきましても、前々申し上げました通り、食糧増産費は削られますし、特に食糧に對する輸入補助金も削られますし、いわば食糧の端境期を前に控へまして、非常に不安が増大して参ります。かようなときに、特に本年度こそは、農民の生産熱意をより一層起してもらはんことには、昨年来の生産の行き詰り、非常な不安があると思ふのでございします。特に今、日本の農民の一番弱點は経済的地位が薄弱だといふこととあります。この経済的地位の薄弱、これに對する解決は何としても農業保護政策以外にはないのであります。特に農民が個人の利益をどういふことではなくして、要するに国民生活に必要な物資を生産する農民の地位を守るといふことにつきましては、これは何ら異見を差挟む余地がないので

でございます。今申しました通り、英国における農業指導のやり方、或いはアメリカにおけるニューデイルのやり方、或いは最近ソヴィエトにおける従来のコルホーズ、ソホーズ式の農業を転換いたしまして、フルシチョフ氏が言われておるとく、特に農民の自主的な創意を振立たせなければならぬというふうな、世界各国がこの農業問題、食糧問題に全力を挙げておられる際でございます。で、日本におきましては、保護政策の第一ページといたしましては、何としても農業共済保険制度の確立以外にはないと思うのです。それは肥料の問題も必要でございますし、土地改良の問題も必要でございます。あらゆるものが必要でございますが、全体を通して、農民の地位を守るといふのは私は農業共済保険制度の徹底これだと思ふ。こういう意味におきまして、かような不徹底な共済制度でなく、徹底した農業共済制度を確立しなければならぬと思ひます。特に異常災害が、日本におきまして広島と鹿児島だけが異常災害の適用に漏れた、殆んど全部が異常災害の適用を受けたという地域でありましては、尙更考えなければならぬ点があると思ひます。でございます。こういう意味におきまして、特にこの共済制度の徹底のために一段と努力を払うということ。

第二はこの共済制度と、それから他の制度と混同するようなことのないようにすること。他の制度とは、今申しましたように、例えば農業協同組合の債権債務の対象などごつちやにこれを扱わないことにすること。

それから第三点といたしましては共済基金、これの拡充、これを徹底した

ければ完全なる共済保険制度はできないという点。

以上三つを速急に解決することを要求いたしまして、本案に賛成をするものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任をお願いいたします。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名	
木内 四郎	堀木 謙三
小林 政夫	東 隆
藤野 繁雄	成瀬 幡治
青柳 秀夫	菊川 孝夫
大谷 賛雄	前田 久吉
白井 勇	山本 米治
西川弥平治	野村 勝
岡崎 眞一	

○委員長(大矢半次郎君) 次に骨牌税法の一部を改正する法律案を議題と

たしまして質疑をお願いします。

○政府委員(渡辺喜久遠君) 先日平林委員からの御質問の中で答弁を留保させて頂いたものがございまして、それだけお答え申し上げたいと存じます。

麻雀の製造所の数であります。二十八年九月末現在七十七七ございまして、

○委員長(大矢半次郎君) 別に御発言もないようであります。質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見のあるかたは討論中にお述べをお願いします。

〔賛成者挙手〕

○小林政夫君 私は、衆議院が政府提案よりもこの骨牌税を軽減して参つたというところについては甚だ不満でありまして、成るほど税収は僅か三千五百万円、当初の政府原案においても軽減なものでありまして、こういうものから税をとらなければならぬのはなからうと思われようなものを、甚だ衆議院のセンスを疑うものであります。従つて次のように修正をしたいと思ひます。

骨牌税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の改正規定中二千五百円を四千元に、一千八百円を二千元に改めること。

即ち政府原案に戻そうとするものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

先ず討論中になりました小林委員の修正案を議題といたします。小林委員の修正案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて小林委員の修正案は可決せられました。

次に只今の修正部分を除いた原案について採決をいたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任をお願いします。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名	
木内 四郎	岡崎 眞一
小林 政夫	堀木 謙三
藤野 繁雄	東 隆
青柳 秀夫	成瀬 幡治
大谷 賛雄	菊川 孝夫
白井 勇	土田国太郎
西川弥平治	前田 久吉
山本 米治	

○委員長(大矢半次郎君) 次に物品税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑をお願いします。別に御発言もないようであります。質疑は終

了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。○小林政夫君 討論に入る前に懇談願いたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○小林政夫君 自動車の点について、多少の部分について意見もあり、特に一五%から直ちに三〇%に行く間に二〇%くらいのランクを設ける必要もあると思ひますが、本来暴風会として、物品税は全面的に撤廃をして、特に奢侈品のみについて奢侈品税というふうなもので絞るべきである。更にそれで税収不足を来すものについて、その審議の過程において主税当局から提出を願つた売上げに対する一回限りの売上税、こういうことになればおおよそ千分の五ぐらいで非常に低率な税で済むのじやないか。この物品税の課税対象となつてゐる品目が、これらあらゆる消費物資の代表のごとき形において税負担を軽減せられておる、こういうことについては、紙或いはマツチ等のようなものも問題でありますし、そういう非常に生活必需品的なものに依然として税収の關係で物品税がかけておられる、こういうことは甚だ不合理である。おおよそ奢侈品的なものもありまして、うんとこ

れを絞つて奢侈品課税にして、そうしてあとのものは外すかわりに、それで税収が足らぬというものは、別途の、私の言つておるのは一案に過ぎませんので、これを実施するについては相当の研究を要するでしょうけれども、広く消費物資全体から応分の公平な負担をせしめる、そういうことをしなくては、税収が足りるということであるならば、そういうことをやらんでもいいんだけれども、税収の關係で今の物品税の生活必需品のものの税率の撤廃がしにくい、或いは奢侈品とはいいいがたいものについては物品税の撤廃がしにくい、こういうことであれば、そういうことを考えるべきではないか。そういうわけで、衆議院の修正については、この物品税を存するとすれば相当おかしな修正案と見受けられますけれども、この際はそのような点には全然触れない。速やかに今言つたような趣旨において全面的な再検討が加えられて然るべきである、こういうことを強く付言をいたしまして賛成をいたします。

○菊川孝夫君 私も本案に賛成をいたしますが、物品税は戦時中に設けられた税金でありますことは、これは申上げざるまでもございせん。従いましてもうこの際、再検討する段階に来ておるだろうと思つております。特にこの方向は、先ほども懇談の際にも申上げました通り、マッチ、或いは清涼飲料と称してサイダー、ラムネあたりのようなものに物品税をかけるのはどうかと思つておりました、小笠原大蔵大臣もこの委員会で一昨日言明せられましたように、百貨店における高級な衣料品であるとか、家具或いは運動具、

例えばゴルフの道具であるとかそういったものに対する税金は、或る程度の高率もやむを得ないと思つていますが、そういう角度から、先ほど小林君の言われましたと同じような角度から、物品税全般について再検討すべきではなかつたか。特に今度予算案と政府の財政方針から考えまして、こういう再検討をして、これは改正案として政府当局も出すべきではなかつたかと思つていますが、それらのことをされてない。まあ全然されてないといつては主税局の努力をなにするということになると思つておりますが、我々とするならばそういう根本的な再検討がされてない。こういう点について誠に不満ではございしますが、今年は物価を下げている、一割くらいは下げて行こう、そして海外との競争力をつけて行こう、こういう財政政策を、経済政策をとるのでありますから、どうしても一般品に対する物品税について下げるといふことになりまして、これはひいては一般の物価の下落を来すだろう、下つて来るだろう、そうするとやはり自然すべての品物にこれはね返つて来ることは言うまでもございせんので、次期議会にはそういう角度から物品税の改正に関する法律案を出されんことを特に強く要望いたしまして本案に賛成いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

物品税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願ひたいと思つてます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	西川弥平治
山本 米治	白井 勇
前田 久吉	大谷 謙雄
土田國太郎	青柳 秀夫
成瀬 幡治	藤野 繁雄
東 隆	小林 政夫
堀本 鎌三	菊川 孝夫
岡崎 眞一	

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。それでは本日はこの程度にて散会いたします。

午後一時七分散会

を改正する法律

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ、当該年度の歳入歳出の決算上剰余金があるときは、当該剰余金に相当する金額の範囲内で、予算の定めるところにより、当該剰余金を生じた年度の翌年度において、森林資源の維持増強のための基金(以下「森林基金」という)への組入又は一般会計への繰入をすることができ、

森林基金は、予算の定めるところにより、これを使用しなければならぬ。

第十三条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益の額から前条第一項の規定により森林基金に組み入れる額及び一般会計に繰り入れる額の合計額を控除した額に相当する金額は、これを損失補てんのための積立金として積み立てるものとする。

この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する額を減額してこれを整理するものとする。但し、当該損失の額が前項の積立金の額を超過するときは、その超過額を、前項の積立金の額がないときは、当該損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

第十七条第一項中「積立金」を「森林基金」に改め、同条に次の二項を加える。

この会計において、運搬資金に充てることが必要あるときは、農林大臣は、大蔵大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金金の借入又は融通証券の発行に代え、森林基金に属する現金の繰替使用をすることができ、

前項の規定により繰替使用をした金額は、当該年度内に、これを森林基金に返還しなければならぬ。

第十七条の二第二項の項番号を削る。

附則第五条を次のように改める。

第五条 この会計においては、当分の間、この会計の負担において、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第 号)第二条の規定による保安林整備計画に基き、同法第四条に規定する森林等(同法第六条に規定する森林の土地の上の権利及び立木竹を含む。以下同じ)を買い入れることができる。

前項の規定による買入及びその買入に係る森林等についての治山事業に要する経費の財源に不足するときに限り、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をする事ができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第五条の改正規定は、保安林整備臨時措置法施行の日から施行する。

2 改正前の国有林野事業特別会計

法附則第五條第二項の規定により損失補てんのため積み立てられた積立金は、改正後の同法第十三条の規定により積み立てられた積立金とみなす。

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「恩給等」とは、左に掲げるものをいう。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法

(昭和二十七年法律第二百二十七号)第五条(援護の種類)に規定する障害年金及び遺族年金

三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

2 この法律において「受給証書」とは、恩給等が給されることを証する書面をいう。

(担保に供された恩給等の支払)

第三条 国民金融公庫(以下「公庫」という。)に担保に供された恩給等については、その担保に供されて

いる間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。

2 公庫は、担保に供された恩給等について支払を受ける金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に充当するものとする。

(受給権の放棄の禁止)

第四条 恩給等を担保に供して公庫から貸付を受けた者は、その債務の全部の弁済が終わるまでは、その担保に係る恩給等を受ける権利を放棄することができない。

(担保の範囲)

第五条 公庫が、恩給等について担保権を有する場合において、その担保に供された恩給等の受給額が改定されたときは、改定後の恩給等の上に担保権を有する。

2 恩給等を担保に供した場合においては、その担保の効力は、当該恩給等を担保に供した者の遺族(その担保に供した者が遺族であるときは、その後順位者)が受ける恩給等の上には及ばない。

(証書の引渡し)

第六条 恩給等を担保に供する者は、その受給証書を公庫に引き渡さなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保に供する場合その他受給証書の発行がない場合においては、この限りでない。

(裁定庁への通知)

第七条 恩給等を担保として貸付をしたとき、又はその担保権が消滅したときは、公庫は、遅滞なく、その旨を当該恩給等の裁定をする機関(以下「裁定庁」という。)及びその支払をする機関に通知しなけ

ればならない。但し、裁定前の恩給等を担保として貸付をした場合においてその支払をする機関に対してする通知は、当該恩給等について裁定があつた後にすればよい。

(証書の公庫への交付)

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又は再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

(公庫の代位)

第九条 公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

(公庫の業務の特例)

第十条 公庫は、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一条(目的)及び第十八条(業務の範囲)の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、生業資金以外の資金の小口貸付の業務を行うことができる。

2 前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項(政府の出資金の使用)又は第三十二條第三号(附則)の規定の適用については、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のよ

うに改正する。
第十条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局